

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の概要

目的

人口の減少、高齢化の進展等により農山漁村の活力が低下していることにかんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る。



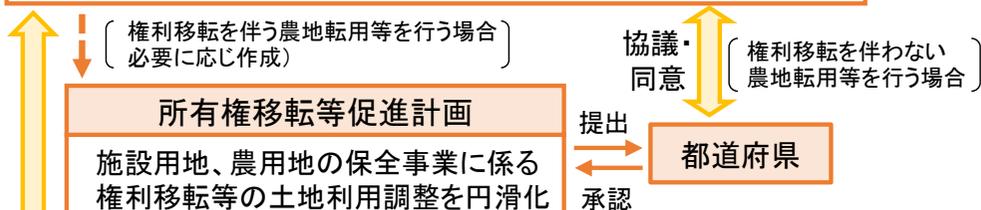
制度の仕組み

基本方針の策定(国)



活性化計画の作成(都道府県又は市町村)

- ・計画の区域、目標
- ・定住等を促進するために必要な施設整備等の事業に関する事項
(農林漁業振興を図る生産基盤・施設、生活環境施設、地域間交流拠点施設の整備)
- ・農用地の保全を図る事業
(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化等) など



活性化計画の作成を提案

農林漁業団体等

主な支援措置

交付金の交付



- 国は、地方公共団体に対し、計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるための交付金を交付
 - ⇒ 農・林・水の縦割りなく、施設の整備等の各種取組を総合的に支援
 - ⇒ 市町村への直接補助が可能であり、市町村の自主性・主体性が発揮

手続の迅速化

⇒活性化計画策定時の要件確認により、活性化事業の着手までの手続を迅速化

- 農地法に基づく農地転用許可不要の特例
- 農振法に基づく開発許可不要の特例
- 都市計画法に基づく開発行為等に係る許可における開発審査会の議に関する特例

申請手続の簡略化

⇒共通する書類の一部省略等

- 市民農園整備促進法に基づく認定申請手続の簡略化
- 多面法※に基づく認定申請手続の簡略化

所有権移転等促進計画



- 活性化計画に位置付けた事業の施設用地、農用地保全に係る土地の所有権、賃借権等の権利関係の一括整理

※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

活性化計画に基づく事業による効果のイメージ

基幹産業である農林漁業の振興



快適な生活環境づくり



都市と農村の交流促進



地域における農用地の保全



地方公共団体の創意工夫による地域活性化に資する基礎づくり

農山漁村活性化法の主な支援措置

【活性化事業】

農山漁村における定住等及び地域間交流を促進し、居住者や滞在者を増加させる取組を総合的に実施。

また、荒廃のおそれのある農地の増大が、農山漁村地域の活性化の阻害要因となっていることから、農用地の保全に関する事業の円滑な実施を図る。

居住者、滞在者を増やす対策

●農山漁村への定住促進・都市と農村の交流促進のための基盤づくりができます。



ハウス



簡易給排水施設



地元食材を利用したレストラン

農林漁業の振興

生活環境づくり

交流促進

農用地の保全等に関する事業

●荒廃農地の発生防止・解消、地域の環境や景観を改善するための事業ができます。

(放牧、鳥獣緩衝帯、林地化 等)



放牧



鳥獣緩衝帯



計画的な林地化

農用地の保全

都市住民との交流により関係人口を増加させて農村を活性化したい。



移住者が定住してくれるよう、生活環境を整備したい。

管理できない農地が荒廃化している。鳥獣被害の温床になってしまう。景観もよくない。



景観が悪いままでは移住者も来てくれない。集落を活性化するため、景観を良くして、もっと交流を促進したい。

実施の際の支援

交付金による支援

ハード

居住者、滞在者を増やす対策に係る施設整備等への支援

農山漁村振興交付金
(農山漁村発イノベーション整備事業
(定住促進・交流対策型))

活性化計画を策定し、その実現に必要な施設整備等を支援。
(活性化計画の作成が要件となります)

ソフト

**商品開発等の取組支援
地域の実施主体形成の支援**

農山漁村振興交付金

- ① 農山漁村イノベーション推進事業)
- ② 農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業)

- ① 商品開発や専門家派遣等、地域の取組実施を支援。
- ② 複数の農村集落の機能を補完する地域運営組織の形成による、地域で支え合うむらづくりの推進支援。

ソフト

ハード

農用地の粗放的な利用等への支援

農山漁村振興交付金
(最適土地利用総合対策)

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

※ 各事業ともそれぞれ要件等がありますので、詳細は各事業の実施要領等をご確認ください。

農山漁村活性化法の主な支援措置

農地転用許可手続き等の迅速化

- 市町村が活性化計画に記載する事業について、都道府県知事に協議※¹し、その同意を得た場合には、農地転用に係る許可等の手続きを迅速化。

※¹ 都道府県知事が農地転用許可権者の場合。

居住者、滞在者を増やす対策の実施



簡易給排水施設



地元食材を利用したレストラン

農用地の保全等に関する事業の実施

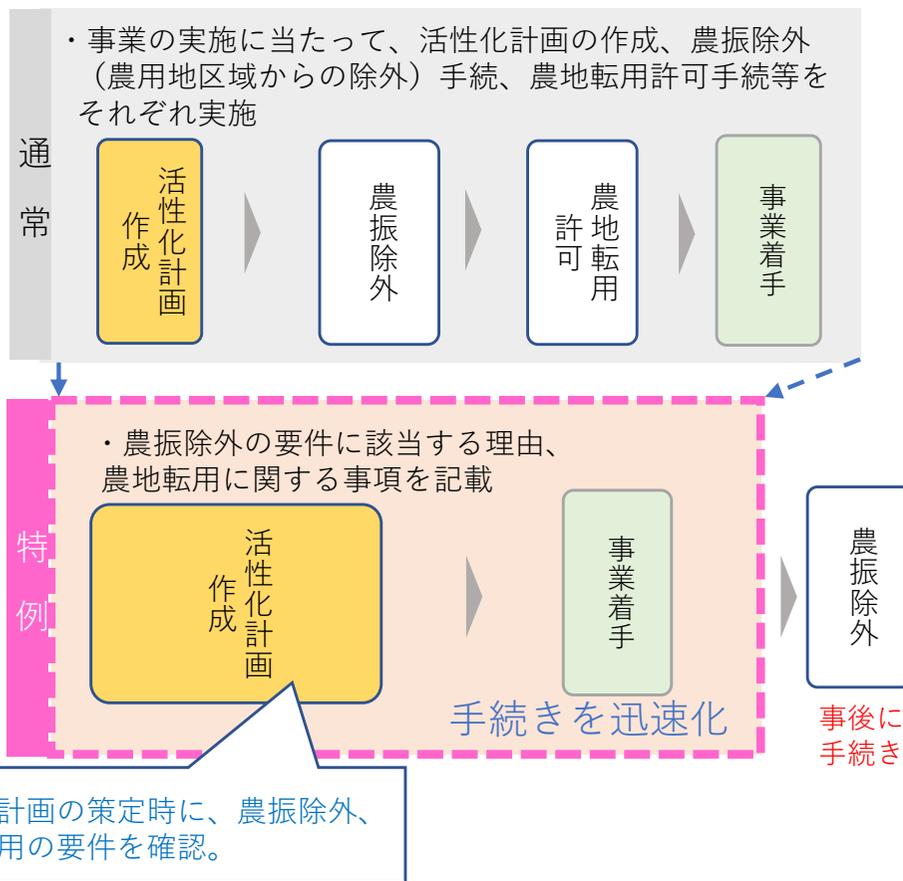


計画的な林地化※²

事業を実施する土地に農地が含まれる場合、
農用地区域からの除外の手続きや、
農地転用の手続きが必要となる。

「農用地保全事業（林地化を含む）」を行う場合の追加の特例

- 土地改良事業等（線の整備に限る）の完了後8年を経過していない土地でも事業が可能（災害又は病害虫の発生による被害その他やむを得ない事情がある場合に限る）
- 協議会（話し合い）を経たものについては、第1種農地（農振除外後第1種農地見込みのものを含む）でも事業が可能



【※² 林地化の要件】

★計画的な林地化については、次の全ての要件を満たす場合に限り、農山漁村活性化法に基づく事業を実施することができます。

- ① 山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等において行うものであること。
- ② 省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用により農用地等としての利用再開が容易な形態によって保全・管理を行うよりも、林地化により計画的な森林の経営又は管理を行うことが合理的であること。

★また、林地化が実施された土地（林地として利用・管理するもの）については、都道府県が指定する「地域森林計画」の区域に確実に編入してください。

農山漁村活性化法の主な支援措置

都市計画法に基づく開発行為等の許可に係る手続きの迅速化

- 市街化調整区域内に農林漁業等振興施設（周辺の土地で生産された農林水産物等の年間販売高が全体の7割以上等）を満たす農林水産物の販売施設を設置する場合、都市計画法に基づく開発行為に係る許可等について、開発審議会の議を経ることなく、手続きを迅速化。

申請手続きの簡略化

- 市民農園整備促進法や多面法※に基づく認定申請において、活性化計画に記載された事項と共通する記載内容の一部省略等により、手続きを簡略化。
※農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

市民農園整備促進法

都市と農山漁村との交流を目的に、都市住民の体験農園（＝市民農園）を整備する場合

活性化計画の作成後、市民農園整備促進法に基づく市民農園整備運営計画を作成し、市町村への提出、認定が必要

活性化計画に記載した内容を省略し、運営計画の申請手続きを省力化。



滞在型市民農園

多面法

農用地の保全等を行うにあたり、農地の草刈り等の活動に多面法による日本型直接支払制度を活用する場合、

活性化計画の作成後、多面法に基づく事業計画を作成し、市町村への提出、認定が必要

活性化計画作成時に多面法の事業申請に必要な資料も一括して作成し、活性化計画作成後の事業計画の申請を省力化。



遊休農地の草刈り

所有権移転等促進計画による土地の権利関係の一括整理

- 所有権移転等促進計画を作成・公告することにより、施設整備に関する事業、農用地の保全等に関する事業に必要な土地の所有権、賃借権等の権利関係を、個別の契約によらず一括して設定・移転することが可能。

居住者、滞在者を増やす対策の実施



簡易給排水施設

農用地の保全等に関する事業の実施



放牧



複数の土地の所有権や賃借権を整理したいが、複数の地権者と個別に権利調整を行うことは大変。

権利関係を一括整理する仕組みを活用

市町村が、関係権利者全員の同意の下、所有権移転等促進計画を作成

活性化計画



所有権移転等促進計画

権利移動の効果が発生

公告

当事者間の契約によらず、一括して権利設定が可能

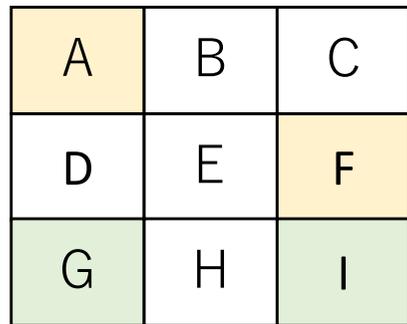
市町村が所有権移転等促進計画を作成・公告することにより、活性化事業を実施する土地について、

- ① 農地法（3条・5条）の許可を不要、
- ② 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域からの除外手続きを経ず、事業着手が可能（除外するための手続きは、事業実施後で可）とし、
- ③ 所有権、賃借権等の権利関係について個別に契約を結ぶことなく一括して設定・移転することにより、円滑な事業の実施が可能となります。

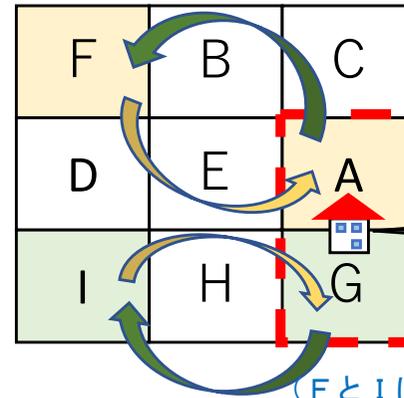
※ 所有権を別の者に移転だけでなく、新たに特定の者に賃借権・使用貸借権を設定し、活性化事業を実施する土地の権利関係を特定の者に集約すること等も可能です。

1. 想定される活用例

- 施設を整備する場合（転用する農用地と他の農用地の権利関係を交換）



農用地（A、FとI、G）の
権利関係を交換

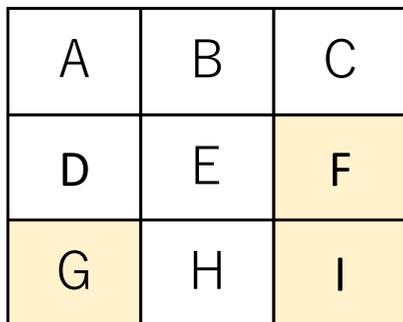


- ➡ 農地法第3条の権利移動
- ➡ 農地法第5条の権利移動と転用

転用後、活性化
施設を整備

※ 農用地区域からの除外手続は事後で可

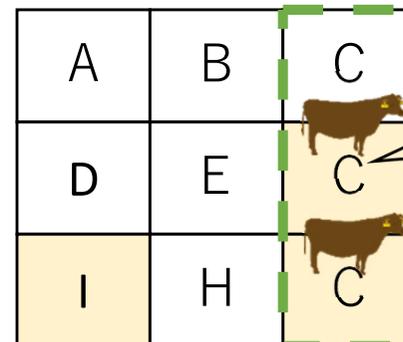
- 農用地保全事業として放牧、蜜源作物の栽培等により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を図る場合に、面的に土地を確保するため、特定の者に農用地の権利を集約する場合



農地法第3条の権利移動



農用地（C、F、I、G）の
権利関係を整理

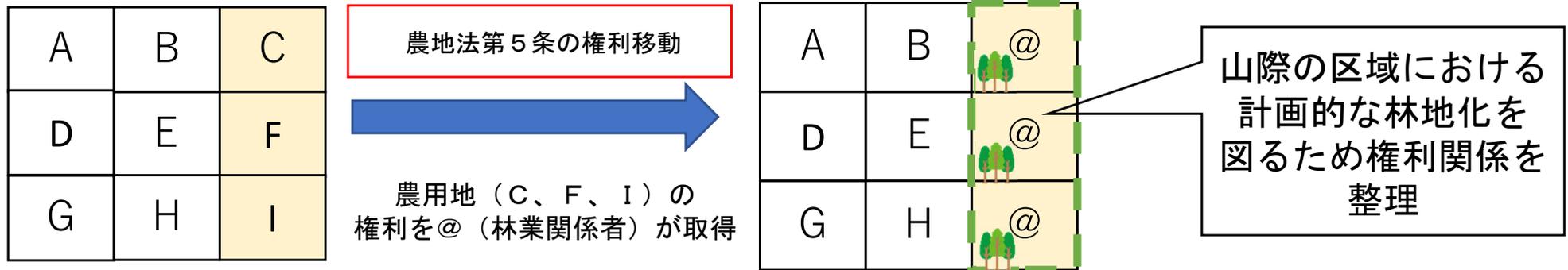


Cが農用地を粗放的に
利用するために、
面的な広がりを確保

(Iは営農を継続、Fは離農に伴いCに引継ぎ)

※ 権利移転の対象は主に農用地ですが、農用地でない土地の権利についても対象とすることが可能です。

●山際等の営農条件が悪く維持することが極めて困難な農用地等について林地化を実施するために農用地等の権利を整理する



(C、F、Iは離農に伴い@に引継ぎ) ※ 農用地区域からの除外手続は事後で可

2. 効果

(1) 民法の特例

市町村が土地の権利者の同意を得て、所有権移転等促進計画を作成・公告することにより、個別に当事者間で契約を結ぶことなく複数の所有権、賃借権等の権利を一括して設定・移転させることが可能となります。

※ 所有権移転等促進計画が契約書の代わりとなります（細かい契約内容も別途定めることが可能です。）。

(2) 登記の特例

設定・移転した権利の登記については、個別に当事者が登記申請するのではなく、権利の設定・移転を受けた者から市町村に依頼することで、登記所に登記を嘱託してもらうことができます。

※ 農地を貸す場合など権利を設定・移転させる方は登記申請を行う必要が無いほか、市町村から登記所に代わりに登記申請を行ってもらう形になるので、権利の設定・移転を受けた方の登記申請手続の負担も軽減されます。

(3) 農地法・農業振興地域の整備に関する法律の特例

所有権移転等促進計画を作成する際に、必要な手続を経ることから、

- ① 農地法第3条・第5条が不要
- ② 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域からの除外手続を経ず、事業着手が可能となります。

※ ①のために、農業委員会の決定（農地法第3条）と都道府県知事の承認（農地法第5条）の手続が必要となります。

※ ②のために、所有権移転等促進計画とあわせて活性化計画についても都道府県知事の同意を経る必要があります。

※ 農用地区域からの除外は、事業着手後、事後的に行うこととなります。

農山漁村の活性化の取組における活用のイメージ

(中山間地域等における活用のイメージ図)



居住者、滞在者を増やす対策の実施

例えば、イメージ図の①、②

交付金による支援

農山漁村発イノベーション整備事業
(定住促進・交流対策型)
(活性化計画の作成が要件となります)

必要に応じ、活性化法の特例も活用



所有権移転等促進計画を作成し、
権利関係の一括整理

農地転用許可を要する場合
手続きの迅速化措置を活用

農用地の保全等に関する事業の実施

例えば、イメージ図の③、④、⑤

交付金による支援

最適土地利用総合対策
(土地利用構想の策定が要件となります)

農用地の粗放的利用の技術的な指導や
現場での調整などに対応する
「農用地保全等推進員」を配置する
ことが可能。(活性化計画の作成
(若しくは作成見込み)を要します。)

必要に応じ、活性化法の特例も活用



所有権移転等促進計画を作成し、
権利関係の一括整理

農地転用許可を要する場合
手続きの迅速化措置を活用

- 農山漁村活性化法に基づく活性化計画は、任意の計画ですが、交付金による支援と活性化法の特例を組み合わせることで、円滑な事業実施を図ることが可能です。
- 活性化計画の作成では、地域の話合いが重要です。**農業経営基盤強化促進法の「地域計画」に係る話合いの場と一体的に進めることや、既存の話合いの場などを活用することも有効です。なお、本法に基づく協議会を設置することも可能です。
- 地域の農林漁業団体等が、地方公共団体に活性化計画の作成を提案することも可能です。

【お問い合わせ先】

●農山漁村活性化法について

農村政策部農村計画課土地利用計画班 03-3502-6004

(若しくは、最寄りの地方農政局農村計画課(沖縄県は沖縄総合事務局農村振興課))

●農山漁村振興交付金については、下記ホームページもご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html